

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P2	2 計画の基本理念	本プランではこの基本理念のもと、障がいのある人が必要な支援を受けながら自己決定し、社会のあらゆる分野の活動に積極的に参加できる環境づくりを総合的に推進していくとともに、生涯を通じて一貫して切れ目のない支援体制の充実に努める……	本プランではこの基本理念のもと、障がいのある人が必要な支援を受けながら自己決定し、社会のあらゆる分野の活動に積極的に参加できる環境づくりを総合的に推進していきます。また、福祉、保健、医療、教育ほかあらゆる分野との連携を図りながら、生涯を通じて一貫して切れ目のない支援体制の充実に努める……	【協議会意見反映】	障がい保健福祉課
P3~4	2 計画の基本理念	なし	※生涯を通じた障がいのある方への支援体制や各種サービス支援が分かるイメージ図の挿入	【パブリックコメント意見反映】	障がい保健福祉課
P5	3 計画の基本目標	基本目標1 障がいへの理解啓発と権利擁護	基本目標1 障がいへの理解促進と権利擁護	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課
P5~6	3 計画の基本目標	なし	検証指標の追加  【基本目標1】 ・障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験 ・障がい者サポーター登録者数(累計) 【基本目標2】 ・熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数 【基本目標3】 ・熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思える割合	【庁内調整】 検証指標の追加	障がい保健福祉課
P7	4 計画の位置づけ	また、国が策定する「障害者基本計画」や、熊本県が策定する「熊本県障がい者計画」との整合性を図ります。	また、国が策定する「障害者基本計画」や、熊本県が策定する「熊本県障がい者計画」との整合性を図るとともに、国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGs(Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)※も踏まえて、施策を実行していきます。  ※SDGs…平成27年9月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された2016年から2030年までの世界共通の目標。「17のゴール」と「169のターゲット」から構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。	【庁内調整】 SDGsに関する内容の追加	障がい保健福祉課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P10	(1) 障害者差別解消法の施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内の法制度の整備の一環として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」が成立し、平成28年4月に施行されました。 この法律は、……相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等を行うこととされています。 また、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められました。	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内の法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28年4月に施行されました。 この法律は、……相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等を行うこととされています。 また、 <b>同時期に改正された</b> 「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められました。	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課
P10	(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し等が行われました。	障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に <b>難病患者等が含まれる</b> などの見直しが行われました。	【協議会意見反映】	障がい保健福祉課
P16	第2編 分野別施策	第2章【基本目標2】質の高い地域生活の実現 4 雇用・就労の促進	第2章【基本目標2】質の高い地域生活の実現 4 雇用と就労の促進	【パブリックコメント意見反映】	障がい保健福祉課
P19	1-1-1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進 ⑤ 精神障がいについての理解促進	精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神福祉保健普及運動や自殺対策強化月間等において、精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。	精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神福祉保健普及運動や自殺対策強化月間において、 <b>また、ピアサポーターの活動を通じて</b> 精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。	【パブリックコメント意見反映】	こころの健康センター 精神保健福祉室
P19	1-1-1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進 ⑦ 難病についての理解促進	なし	<b>⑦ 難病についての理解促進</b> <b>熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会やシンポジウムを開催するほか、当事者会と連携した研修会を実施するなど、難病に関する正しい理解の促進に努めます。</b>	【協議会意見反映】	医療政策課 障がい保健福祉課
P19	1-1-1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進 ⑧ ヘルプマークやヘルプカードの普及	※ヘルプマーク…内部障がいや難病等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることを目的としたマーク	※ヘルプマーク <b>(カード)</b> …内部障がいや難病等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることを目的としたマーク <b>(カード)</b>	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P20	1-1-2 ボランティア活動の推進 ① ボランティア活動の啓発 ② ボランティアの養成 ③ ボランティア活動の支援	① ボランティア活動の啓発 障がい福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び、効果的な情報の提供に取り組みます。 ② ボランティア活動の相談・支援 障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行います。 ③ ボランティアの養成 障がい者サポーター制度の拡充や、精神保健福祉ボランティア養成講座の開催等により、障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。 また、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会を提供するとともに、ボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。	① ボランティア活動の啓発 <u>市民活動支援センター・あいぽーとにおいて、障がい福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び効果的な情報提供に取り組みます。</u> ② ボランティアの養成 障がい者サポーター制度の拡充等により障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。 <u>養成にあたってはボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。</u> ③ ボランティア活動の支援 障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行うほか、 <u>ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会の提供に取り組みます。</u>	【庁内調整】 項目の整理	地域活動推進課 障がい保健福祉課
P21	1-1 ■施策の方向性 3 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進	3 周知、啓発活動の推進	3 <u>障がい福祉施策</u> の周知、啓発活動の推進	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課
P21	1-1-3 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進 ① 障がい福祉施策の広報・啓発活動	様々な手段を活用した広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、……	様々な手段を活用した <u>市民にわかりやすい</u> 広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、……	【協議会意見反映】	障がい保健福祉課
P21	1-1-3 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進 ③ 地域に対する広報・啓発活動	なし	③ <u>地域に対する広報・啓発活動</u> <u>障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域で安心して生活できる環境を整備するため、障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと協力して地域向けの障がい者サポーター研修などの理解啓発に取り組みます。また、地域社会全体に障がいへの理解が広がるよう、地域支援の拠点施設であるまちづくりセンターとも連携して取り組みを進めます。</u>	【協議会意見反映】 地域共生社会を実現させるための地域への理解啓発に関する部分を記載	障がい保健福祉課 地域政策課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P22	1-2 差別の解消及び権利擁護の推進 ＜現状と課題＞	熊本県においても、2012(平成24)年4月に障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を制定しており、共生社会の実現を目指した環境の整備に取り組んでいます。	熊本県においても、2012(平成24)年4月に障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を <b>全面施行</b> しており、共生社会の実現を目指した環境の整備に取り組んでいます。	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課
P23	1-2 差別の解消及び権利擁護の推進 ① 障害者差別解消法の広報・啓発	障がい者サポーター研修会や啓発イベント等で障害者差別解消法について周知し、…	障がい者サポーター研修会や啓発イベントの <b>ほか、イラスト入りのリーフレット</b> 等で障害者差別解消法について <b>分かりやすく</b> 周知し、	【パブリックコメント意見反映】	障がい保健福祉課
P24	1-2-2 権利擁護の推進、虐待の防止 ③ 権利保護に対する支援(成年後見制度)	③ 権利 <b>保護</b> に対する支援(成年後見制度)	③ 権利 <b>擁護</b> に対する支援(成年後見制度)	【パブリックコメント意見反映】	障がい保健福祉課
P24	1-2-3 行政等における合理的配慮の充実 ① 職員等への啓発・資質の向上	…障がい者サポーター研修会を通して、障がいのある人についての…	…障がい者サポーター研修会を通して、 <b>障がい当事者と直接交流することにより</b> 、障がいのある人についての…	【パブリックコメント意見反映】	障がい保健福祉課
P25	1-2-3 行政等における合理的配慮の充実 ② 行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	……窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。	<b>障がいのある人に対し、職員による障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し</b> 、窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。	【協議会意見反映】	障がい保健福祉課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P26	2-1 利用者本位の地域生活支援 ＜現状と課題＞	……様々な支援を必要とする人が幼少期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない支援を受け、安心して地域で暮らすことができるよう環境整備に努める必要があります。併せて、地域生活を支える家族の支援にも取り組みます。	様々な支援を必要とする人が幼少期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない支援を受け、安心して地域で暮らすことができるよう環境整備に努める必要があります。併せて、 <u>障がいのある人の強みや力を理解し活用することにより、障がいのある人の望む地域生活を実現していくとともに</u> 、地域生活を支える家族の支援にも取り組みます。	【協議会意見反映】障がい者のストレングス(強み)の視点を追加。	障がい保健福祉課
P27	2-1-1 施設等から地域生活への移行支援 ② グループホームの利用促進	②生活型施設の利用促進 地域で自立した生活が送れるように、グループホームの利用を促進します。	② <u>グループホーム</u> の利用促進 地域で自立した生活が送れるように、グループホームの利用を促進します。 <u>利用促進にあたっては、利用者のニーズをもとに計画的に施設整備することにより、障がいのある人の地域での住まいの確保に努めます。</u>	【協議会意見反映】	障がい保健福祉課
P27	2-1-1 施設等から地域生活への移行支援 ① 相談支援事業の充実	…相談支援事業所の体制の整備と機能の充実を促進します。…	…相談支援事業所の <u>周知に努めるとともに</u> 、体制の整備と機能の充実を促進します。	【パブリックコメント意見反映】	障がい保健福祉課
P28	2-1-2 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ② 発達障がい者に対する相談支援	②発達障がい者支援センターによる相談支援 発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。	② <u>発達障がい者に対する相談支援</u> <u>発達障がい者支援センターにおいて</u> 発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。	【庁内調整】文言修正	子ども発達支援センター
P28	2-1-2 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ③ 難病患者に対する支援	熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の日常生活や就労についての相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行います。	熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の日常生活や就労についての相談、 <u>医療講演会や患者・家族交流会の開催など</u> 、必要な情報の提供や支援を行います。	【協議会意見反映】	医療政策課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P28	2-1-2 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ④ 障がいのある高齢者に対する支援	④ 高齢の障がい者に対する支援 高齢の障がい者が必要な支援を受けられるよう、ささえりあ等の関係機関との連携に努めます。	④ <u>障がいのある高齢者</u> に対する支援 <u>障がいのある高齢者</u> が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、 <u>障がい者相談支援センターと地域包括支援センター(通称 高齢者支援センターささえりあ)※</u> 等の関係機関との連携に努めます。  ※地域包括支援センター…介護予防のマネジメントや高齢者に対する総合相談支援等を実施する地域包括ケアシステムの中核的機関として市内27ヶ所に設置しています。	【庁内調整】 文言修正及び注釈追加	障がい保健福祉課 高齢介護福祉課
P28	2-1-2 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ⑤ 家族に対する支援 ⑥ 家族会・当事者会の活動支援	⑤ 家族会・当事者会の活動支援 ⑥ 家族に対する支援	⑤ <u>家族に対する支援</u> ⑥ <u>家族会・当事者会の活動支援</u>	【庁内調整】 項目の順序入替	障がい保健福祉課 子ども発達支援センター こころの健康センター
P28	2-1-2 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	1-2-2 ⑤ 身体障がい者及び知的障がい者相談員	2-1-2 ⑧ <u>身体障がい者及び知的障がい者相談員</u>	【庁内調整】 項目移動	障がい保健福祉課
P29	2-1-2 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	1-2-2 ⑥ 民生委員・児童委員	⑨ <u>民生委員・児童委員</u>	【庁内調整】 項目移動	健康福祉政策課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P29	2-1-3 生活を支援する障害福祉サービス等の充実 ① 障害福祉サービス等の円滑な提供	……併せて、本市が特に推進する障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助についても、熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に進めていきます。さらに、整備する施設の選定にあたっては、多核連携都市の実現のため、熊本市立地適正化計画についても考慮するものとします。	……併せて、本市が特に推進する障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助についても、熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に <u>進めるとともに、その施設</u> の選定にあたっては、多核連携都市の実現のため、熊本市立地適正化計画※についても考慮するものとします。  ※熊本市立地適正化計画…都市全体の観点から、居住や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン	【パブリックコメント意見反映】 【庁内調整】 文言修正及び注釈の追加	障がい保健福祉課 都市政策課
P32	2-2 障がい児支援の充実 ＜現状と課題＞	支援を必要とする子どもの状態や多様化するニーズの中、障がいのある児童に対する切れ目のない支援と周囲の環境づくりが求められています。	支援を必要とする子どもの状態や多様化するニーズの中、 <u>子どもの成長に伴い関わる関係機関が移行していきます。療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携のもと、</u> 障がいのある児童に対する切れ目のない支援と周囲の環境づくりが求められています。	【庁内調整】 文言追加	障がい保健福祉課
P33	2-2-1 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実 ①障がい児保育の充実	地域の保育園等において、障がいのある子どもの受入れを促進します。受入れにあたっては、専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育園等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図るとともに、保育園等への訪問指導や研修等の実施による職員のスキルアップを図ります。	地域の保育所等において、障がいのある子どもの受入れを促進します。受入れにあたっては、専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育所等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図るとともに、保育所等への訪問指導や研修等の実施による職員のスキルアップを図ります。	【庁内調整】 文言修正	子ども発達支援センター 総合支援課
P33	2-2-1 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実 ② 就学・進学における支援	なし	② 就学・進学における支援 <u>就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくため、医療・保育・福祉の関係機関が連携して保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。また、教育相談室と子ども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。更に特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を各区で実施し、情報提供の充実を図ります。</u> <u>支援を要する子どもに必要な支援内容や方法については、移行支援シートを活用して就学先や進学先に引き継ぐことにより、移行支援シートの活用により、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指します。</u>	【庁内調整】 新たに項目設定 「2-2-3学校教育の充実の②教育相談体制の充実」の内容を拡充。	子ども発達支援センター 総合支援課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P33	2-2-1 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実 ③ 成人期への移行支援	ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び熊本市発達障がい者支援センターが連携し、卒業後の就労に向けた支援を行います。また、卒業後も地域で安心して生活できるよう、相談支援体制や障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。また、ハローワークなどの関係機関や障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行います。	【庁内調整】 文言修正	子ども発達支援センター 障がい保健福祉課
P33	2-2-1 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実 ④ 家族に対する支援	保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、初期の保護者支援を行います。子育ての難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。……	保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行います。子育ての難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。……	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課
P34	2-2-2 療育・相談支援体制の充実 ① 早期療育の充実	……また、市立幼稚園では、集団生活の中で困りごとがあったり、就学に向けて学校生活や学習面に不安を持っていたりする子どもを対象に通級指導教室(あゆみの教室、ことばの教室)を設置し、保護者や関係機関等と連携をとりながら指導及び相談・助言を行います。	……また、市立幼稚園では、集団生活の中で困りごとがあったり、就学に向けて学校生活や学習面に不安を持つ子どもを対象に通級指導教室(あゆみの教室、ことばの教室)を設置し、保護者や関係機関等と連携をとりながら指導及び相談・助言を行います。	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課
P34	2-2-2 療育・相談支援体制の充実 ③ 障がい児支援に関するサービスの充実	……、身近な地域における通所施設において、必要な療育を行う児童発達支援、放課後等において生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービス、保育所等の安定した利用を促進するための保育所等訪問支援を適切に提供します。……	……、日常生活における基本的な動作の指導等を行う児童発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービス、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を適切に提供します。……	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課
P34	2-2-2 療育・相談支援体制の充実 ⑥ 子ども発達支援センターによる相談支援	なし	⑥ 子ども発達支援センターによる相談支援 障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行います。	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課 子ども発達支援センター



## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P35	2-2-2 療育・相談支援体制の充実 ⑦ 児童発達支援センターの機能充実	主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。また、地域の児童発達支援事業所等へ後方支援することにより、療育機能の質の向上を図ります。	主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。また、 <u>子ども発達支援センターと連携し</u> 、地域の児童発達支援事業所等へ後方支援することにより、療育機能の質の向上を図ります。	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課 子ども発達支援センター
P35	2-2-3 学校教育の充実 (項目の名称)	2-3 障がいのある学生への支援	<u>2-3 学校教育の充実</u>	【庁内調整】 文言修正 ※年代によって児童、生徒も含まれるため、項目の名称変更。	障がい保健福祉課
P36	2-2-3 学校教育の充実 ② 教育相談体制の充実	② 教育相談体制の充実 生涯にわたって質の高い生活が送れるように、……	<u>削除</u> ※2-2-1の「②就学・進学における支援」に内容を移動。	【庁内調整】 項目削除	総合支援課
P36	2-2-3 学校教育の充実 ③ 校内支援体制の充実	・教職員の専門性の向上 障がいのある児童生徒一人ひとりに適切な指導支援を行うため、すべての教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。	<u>削除</u> ※2-2-3の「①教職員の専門性の向上」と重複するため削除。	【庁内調整】 項目削除	総合支援課
P36	2-2-3 学校教育の充実 ⑤ 進路指導の充実	一人ひとりの児童生徒の特性に応じた進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。	一人ひとりの児童生徒の <u>進路希望を踏まえ</u> 、特性に応じた進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立のに向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。	【庁内調整】 文言修正	総合支援課
P36	2-2-3 学校教育の充実 ⑦ 大学修学支援	2-2-3-③ 校内支援体制の充実 ・大学修学支援 重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。	<u>⑦大学修学支援</u> <u>重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。</u>	【庁内調整】 項目整理 ※2-2-3-⑦へ項目移動。(義務教育ではないため、新たに項目設定)	障がい保健福祉課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P36	2-2-3 学校教育の充実 ⑧ 家族に対する支援	2-2-1-② 放課後児童クラブ(児童育成クラブ)における受入れ	⑧ 家族に対する支援 ・放課後児童クラブ(児童育成クラブ)における受入れ 障がいのある子どもの放課後児童クラブの利用が増えていることから、必要に応じて加配支援員を配置するなどして受入れ環境を整備します。あわせて、巡回指導員による助言、支援についてのマニュアル等の活用や研修をとおして、クラブ支援員の資質の向上を図ります。	【庁内調整】 項目の整理 ※2-2-1-②から項目移動。(校内支援体制ではなく、家族支援の意味合いが強い)	青少年育成課 障がい保健福祉課
P40	2-3-3 難病に関する保健・医療施策の推進 ① 難病対策の推進	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行うとともに、難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関(者)、専門医療機関やかかりつけ医、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。 また、難病に対する相互理解を深めるための研修会や講演会、難病の医療相談会等の開催を行います。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行うとともに、難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関(者)、指定医療機関、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。 また、難病に対する相互理解を深めるための研修会や講演会、医療相談会等を開催します。	【協議会意見反映】	医療政策課
P41	2-3-4 精神保健・医療施策の推進 ④ ひきこもりへの対策	思春期・青年期における社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、電話・メール・来所・訪問相談や関係機関との連携を行い、相談体制の整備・充実を図ります。	思春期・青年期における社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、思春期・青年期における社会的ひきこもりへ対応するとともに、電話・メール・来所・訪問相談や関係機関と連携し、長期化するひきこもりに対する相談体制の充実を図ります。	【庁内調整】	こころの健康センター
P44	2-4-1 雇用の場の確保 ② 雇用にあたっての支援	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者サポート企業・団体の認定により、障がいのある人を雇用する企業の活動を応援します。	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、企業の活動を応援します。	【庁内調整】 雇用奨励金が市独自のものである旨を追記。	障がい保健福祉課 経済対策課しごとづくり推進室

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P44	2-4-1 雇用の場の確保 ③ 公共機関での障がい者雇用の促進	市における障がい者雇用については、法定雇用率を達成します。さらに、法定雇用率以上の採用に努めるとともに、障がい者が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。	市における障がい者雇用については、 <u>一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用するとともに、障がい者対象の採用試験についても、精神障がい及び知的障がいのある人への受験対象の拡大に向け、検討を進めていきます。</u> さらに、 <u>障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすく、長く働き続けることのできる職場環境の整備に取り組みます。また、この雇用を通じて、障がいのある人の就労について、市民や企業への啓発及び理解の促進を図ります。</u>	【パブリックコメント意見反映】 【庁内調整】 新たな取り組みとして追加	人事課 人事委員会事務局 障がい保健福祉課
P44	2-4-1 雇用の場の確保 ④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓を図ります。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓を図ります。 <u>また、若者の就労促進として特別支援学校の教諭と企業との意見交換会を実施するほか、企業と障がいのある人との雇用に関する新たな出会いの場の創出を検討していきます。</u>	【庁内調整】 意見交換会や出会いの場の創出を追記。	障がい保健福祉課 経済対策課しごとづくり推進室
P44	2-4-2 一般就労への移行と定着の支援 ① 一般企業への就労の促進	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行うとともに、障がい者雇用に取り組む企業への雇用奨励金を通して一般企業への就労を促進します。	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、 <u>熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関(ハローワーク、職業センター等)と連携して一般企業への就労を支援します。</u> また、就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行うとともに、 <u>就労定着支援事業所において、就労移行支援等を経て一般就労した者に対して就労を継続するために必要な相談等の支援を行います。</u> 障がい者雇用に取り組む企業への雇用奨励金を通して一般企業への就労を促進します。	【庁内調整】	障がい保健福祉課
P46	2-4-3 福祉的就労への支援 ③ 共同受注窓口の検討	関係団体と連携し、共同受注窓口の整備に向けた検討を進めます。	<u>複数の障がい者就労施設等による生産製品及び役務の共同受注の仕組みを確立するため、関係団体と連携し、共同受注窓口の整備に向けた検討を進めます。</u>	【庁内調整】 文言追加	障がい保健福祉課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P46	2-4-3 福祉的就労への支援 ④ 福祉と農業の連携の検討	農業分野における障がいのある人の就労支援(農福連携)を推進するため、必要な取り組みを検討します。	<u>農福連携に実際に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業法人等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築するなど、農業分野における障がいのある人の就労を推進するための具体的な取組を検討します。</u>	【庁内調整】 農福連携の体制構築等の検討を追記。	農業支援課
P47	2-5 スポーツ・文化芸術活動に対する支援 <現状と課題>	また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、障がい者スポーツの普及促進に取り組んでいく必要があります。	<u>本市においては、2019年に「女子ハンドボール世界選手権大会」、「ラグビーワールドカップ2019」が開催される予定となっており、国際的なスポーツイベントを間近で体感する機会に市民の関心や注目が高まっています。会場整備などのハード面はもちろん、大会スタッフやボランティアによる対応など大会運営のあらゆる場面において、観戦に来られる障がいのある人への配慮を充実させ、誰もが楽しむことができる大会を目指します。</u> <u>さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、障がい者スポーツの普及促進、さらに障がい者スポーツを通じた障がいのある人とない人の相互理解と交流の促進に取り組んでいく必要があります。</u> <u>障がいのある人のスポーツや文化芸術活動を支援するため、必要とされる配慮や支援が提供される環境整備に努めるほか、地域で活動するこれらの団体との連携により、障がいのある人の社会参加・自己実現の場の確保に努めます。</u>	【庁内調整】 本市で開催される国際的なスポーツイベントや障がい者スポーツに関する内容を追記。 また、地域で活動する団体との連携についても追記。	スポーツ振興課 熊本国際スポーツ大会推進事務局 障がい保健福祉課
P48	2-5-1 スポーツ・文化芸術活動の推進 ② スポーツ活動への支援	障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やイベントの支援を行います。また、市の公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、体育施設の個人使用料の減免制度※を設ける等、体育施設の利用しやすさを充実します。	障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催や <u>スペシャルオリンピックスなどのイベントの支援</u> を行います。また、市の公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、体育施設の個人使用料の減免制度※を設ける等、体育施設の利用しやすさを充実します。 <u>障がいの有無や年齢に関わらず楽しめる障がい者スポーツの普及のため、スポーツリーダーバンクによる指導者の派遣や用具の貸し出しを行い、障がい者スポーツを通じた障がいのある人とない人の相互理解と交流の促進に取り組みます。</u>	【庁内調整】 市民に対する障がい者スポーツの普及や障がい者との交流・理解促進について追加	スポーツ振興課 障がい保健福祉課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P48	2-5-1 スポーツ・文化 芸術活動の推進 ③ 文化芸術活動への 支援	障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催を行います。また、関係団体と連携・協力し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。	障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催を行います。また、関係団体と連携・協力し、 <u>アールブリュット※の普及に取り組むなど</u> 、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。  <u>※アールブリュット…「生(き)の芸術」という意味のフランス語。正規の美術教育を受けていない人が制作した作品が原義とされていますが、その中には、障がいのある人が心の内を表現したものも多く含まれます。</u>	【庁内調整】 文言追加	障がい保健福祉課
P49	2-5-2 学習の機会や余 暇活動の推進 ② 社会教育施設等の 利用支援	図書館に来館することが困難な障がいのある人を対象に、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸し出しを行います。また、視覚障がいのある人を対象に、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供します。	図書館に来館することが困難な障がいのある人を対象に、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸し出しを行います。また、視覚障がいのある人を対象に、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供します。  <u>熊本博物館では、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を実施します。</u>	【庁内調整】 文言追加	熊本市立図書館 熊本博物館
P50	3-1 安心・安全なまち づくり <現状と課題>	熊本地震に伴う経験を通じ、障がいのある人をはじめとした要配慮者の安全対策について、多くの課題が浮き彫りとなりました。災害時には、障がいのある人が孤立することがないように、支援の体制を強化することが求められます。……	<u>平成28年4月14日及び16日に相次ぎ発生した平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という)により、本市を含む熊本県内は甚大な被害が発生しました。本市では、市民・地域・行政が総力をあげて取り組む方針を示し、早期の復旧・復興を目指しています。</u> <u>障がいのある人をはじめとした要配慮者の安全対策については、安否確認や避難の支援、情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでは対応できない多くの課題が浮き彫りとなりました。災害発生時に、障がいのある人が孤立することがないように、市民・地域・行政が協力した支援体制を強化しなければなりません。……</u>	【庁内調整】 熊本地震を活かした経験等を踏まえた内容や地域との協力を意識した内容を追記。	障がい保健福祉課

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P50	3-1 安心・安全なまちづくり ＜現状と課題＞	……・防災意識の向上や、福祉避難所・福祉子ども避難所の拡充を図り、災害が発生しても安全が守られ、安心して過ごすことができる環境の整備に取り組みます。 また、障がいのある人を含め、全ての人が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、公共施設をはじめとして、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組みます。	…… <u>市民</u> の防災意識の向上や、福祉避難所・福祉子ども避難所の拡充を図り、災害が発生しても安全が守られ、安心して過ごすことができる環境の整備と <u>支援体制の強化に引き続き</u> 取り組みます。 また、 <u>防災対策だけではなく</u> 、障がいのある人を含め、全ての人が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、公共施設をはじめとして、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組みます。	【庁内調整】 文言追加	障がい保健福祉課
P51	3-1-1 防災対策の推進 (災害時の支援体制の充実) ① 地域における避難支援体制づくり	熊本市地域防災計画に基づき市において「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿に掲載される災害時に支援を必要とする障がいのある人に対し、本人同意に基づき、平常時からの情報提供及び個別避難支援プランの作成を推進し、災害時の支援体制を築きます。	<u>地域団体・避難所担当職員・施設管理者などからなる校区防災連絡会の設立を促し、平常時から各避難所の開設・運営や情報収集、物資供給体制を確立するなど、災害発生に備えます。</u>	【庁内調整】 熊本地震関連の内容を見直し	健康福祉政策課 危機管理防災総室
P51	3-1-1 防災対策の推進 (災害時の支援体制の充実) ② 避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築	② 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、災害時要援護者避難支援制度の普及や、自治会等地域団体における防犯・防災体制づくりを推進します。	② <u>避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築</u> 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、熊本市地域防災計画に基づき作成した災害時に活用できる「避難行動要支援者名簿」について、自治会等の地域団体との名簿受け渡しに関する覚書締結を進めることで、災害時の支援体制を築きます。 加えて、本人同意に基づき平常時から活用できる「災害時要援護者避難支援制度」の名簿等について、名簿配布と併せ個別避難支援プランの策定を進めることで、より実行性の高い災害時の支援体制を築きます。 <u>災害時要援護者避難支援制度未登録の避難行動要支援者に対する制度の周知や登録勧奨を進めるほか、地域における要援護者の掘り起こしに努め、登録者の増加を図ります。</u>	【庁内調整】 熊本地震関連の内容を見直し	健康福祉政策課 危機管理防災総室
P53	3-1-1 防災対策の推進 (災害時の支援体制の充実) ⑦ 災害時の生活再建に向けた支援	なし	⑦ <u>災害時の生活再建に向けた支援</u> 建設型仮設住宅においては、可能な限り個々の障がいのある人の状態に応じた住宅の整備を行います。 また、障がい者相談支援センターやNPO法人等の関係機関・団体と連携を図りながら被災者の見守りを行い、生活再建に向けた支援を実施します。	【庁内調整】 熊本地震関連の内容を新たに追加	復興総室

## 熊本市障がい者生活プラン(案)【新旧対照表】

ページ	項目	旧(H30.11月時点)	新(パブリックコメント後)	備考	関係課
P53	3-1-4 ユニバーサルデザインの推進 ① 公共施設等の整備	……民間建築物においては、バリアフリー法(正式名称:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)による認定や熊本県のやさしいまちづくり条例(正式名称:熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例)に基づいた協議を行います。	……民間建築物においては、バリアフリー法(正式名称:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)による認定や熊本県のやさしいまちづくり条例(正式名称:熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例)に基づいた協議を行い、 <u>障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるよう促します。</u>	【庁内調整】 文言修正	建築指導課(建築物安全推進室)
P54	3-1-4 ユニバーサルデザインの推進 ① 公共施設等の整備	なし	<u>＜熊本城ホール＞</u> <u>熊本城ホールの整備にあたっては、多機能トイレや広めトイレを各階に複数設置、親子室の設置、小会議室や救護室等の内装材に天然素材を使用、聴覚障害者用補聴システムの導入や調音材を使用等、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化に取り組みます。</u>	【庁内調整】 熊本市独自の取り組みとして新たに追加	新ホールマネジメント課
P54	3-1-4 ユニバーサルデザインの推進 ① 公共施設等の整備	なし	<u>＜熊本城＞</u> <u>本市のシンボルである熊本城は、熊本地震による被害からの復旧工事にあわせて、可能な限りバリアフリー化に取り組みます。特に天守閣復旧と特別見学通路設置にあたっては、障がいのある人や高齢者など階段での昇降が困難な方を対象としたエレベーター、多目的トイレ、階段の二段手摺りなどを設置します。</u>	【庁内調整】 熊本地震関連及び熊本市独自の取り組みとして新たに追加	熊本城総合事務所
P55	3-1-4 ユニバーサルデザインの推進 ② 安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。 また、路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。 また、路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去 <u>指導等</u> を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。	【庁内調整】 文言修正	土木管理課
P56	3-2-2 情報・意思疎通支援の充実 ② 手話言語条例の制定	手話への理解促進と普及を図るため、手話言語条例を制定します。	<u>手話を「言語」として認め、広く使える社会を目指し、手話言語条例の制定に取り組みます。条例に基づき手話への理解促進と普及に取り組み、市民が手話にふれあう機会を増やし、手話を使いやすい環境整備に努めます。</u>	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課
P56	3-2-2 情報・意思疎通支援の充実 ④ 意思疎通支援の充実に向けた検討	情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。	<u>スマートフォンやタブレット端末の活用等、</u> 情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。	【庁内調整】 文言修正	障がい保健福祉課